

# 平成27年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会会議録

平成27年2月20日第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を大仙市大曲交流センター第1研修室に招集した。

1. 平成27年2月20日（金）午後3時00分 開会

1. 平成27年2月20日（金）午後4時23分 閉会

1. 出席した議員は次のとおりである。

1 番 橋村 誠	2 番 高橋敏英	3 番 青柳宗五郎	4 番 高橋 猛
5 番 渡邊秀俊	6 番 橋本五郎	8 番 伊藤福章	9 番 大野忠夫
11 番 安藤 武	12 番 澁谷俊二	13 番 大山利吉	14 番 佐藤文子
15 番 八柳良太郎	16 番 熊谷隆一		

計 14名

1. 欠席した議員は次のとおりである。

7 番 阿部則比古 10 番 鎌田 正

計 2名

1. 遅刻した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 栗林次美	副管理者 門脇光浩	副管理者 松田知己	
副管理者 元吉峯夫	監査委員 坂本昇一	消防長 三浦肇	事務局長 堂本義則
消防次長 菅原一男	大曲消防署長 荒川康紀	角館消防署長 齋藤榮二	
消防本部総務課長 森川正明	介護保険事務所長 藤井直樹	管理課長 伊藤忠彦	
介護保険事務所副参事 久米 正	管理課主査 九島芳謙	管理課主席主査 奈良ルミ子	

1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課 奈良ルミ子

1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。

(1) 議案第1号 大曲仙北広域市町村圏組合火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 議案第2号 大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

(3) 議案第3号 大曲仙北広域市町村圏組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(4) 議案第4号 大曲仙北広域市町村圏組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(5) 議案第5号 大曲仙北広域市町村圏組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

(6) 議案第6号 大曲仙北広域市町村圏組合包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

(7) 議案第7号 工事請負変更契約の締結について

- (8) 議案第8号 平成26年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)
- (9) 議案第9号 平成26年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第3号)
- (10) 議案第10号 平成26年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更について
- (11) 議案第11号 平成27年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算
- (12) 議案第12号 平成27年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算
- (13) 議案第13号 平成27年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金について

議 長 (橋村誠君)

これより平成27年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。  
管理者から招集のあいさつがあります。栗林管理者。

管理者 (栗林次美君)

本日、平成27年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今次定例会でご審議をお願いいたします案件は、条例案6件、補正予算2件、平成27年度当初予算2件及び単行案3件の合計13件であります。

平成27年度当初予算の概要につきましては、一般会計と介護保険特別会計を合わせた総額は202億7千764万4千円であり、前年度当初比較で4億3千537万6千円、率にして2.10%の減となっております。これは、介護保険特別会計において居宅介護サービスや施設・地域密着型介護サービス費の伸びが見込まれることにより、保険給付費が約3億8千200万円の増となりますが、一般会計において中央斎場移転改築事業の本体建設工事の終了などにより約8億1千900万円の減になることから、全体では減額となるものであります。

また、構成市町負担金につきましては、前年度当初と比較して8億68万2千円、率にして13.52%減の総額51億1千962万9千円となっておりますが、これにつきましても、中央斎場移転改築事業費の減が主な要因であります。

この後、各案件につきまして事務局に説明させますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

なお、この場をお借りいたしまして、当組合の諸般の報告及び本年度主要事業の進捗状況並びに平成27年度の主要事業の概要についてご報告させていただきます。

はじめに、消防関係についてであります。

広域管内の雪害状況につきましては、残念ながら、降雪期には屋根の雪下ろし等による人的被害が発生しております。昨年度は37件の被害があり、死者が6名でありました。今年度の被害状況は、昨日まで、大仙市13件、仙北市6件、美郷町1件の合計20件であり、うち、死者が3名、負傷者が17名であります。亡くなった方は、大仙市が2名、仙北市が1名となっております。今後も引き続き、雪下ろし等を行う際は十分に注意していただくよう消防ポンプ車等で住民に注意喚起を呼びかけてまいります。

次に、平成27年度の消防車両の更新につきましては、車令16年以上経過し老朽化した大曲消防署の消防ポンプ自動車の更新と、車令10年が経過した西分署の救急自動車を高規格救急自動車に更新する経費を予算計上しております。

また、今年度購入しました大曲消防署配備の救助工作車は2月末に中間検査を終え、3月中旬に納車予定となっております。

次に、消防功労者表彰式につきましては、例年、永年勤続の消防職員や防火防災でご尽力をいただいた個人及び事業所等を表彰しておりますが、今年度は、3月12日に大仙市大曲市民会館小ホールを会場に開催いたしますので、議員各位のご臨席をい

ただきたく、よろしくお願いを申し上げます。

また、去る2月13日に消防職員意見発表秋田県大会が行われ、当広域消防代表職員が38回大会の中で女性職員としては初めて最優秀賞を受賞し、4月に秋田市で開催される東北大会に出場することになっております。なお、最優秀賞は4年連続当広域消防が受賞しており、大変喜ばしく思っております。

次に、斎場関係についてであります。

新火葬場建設工事につきましては、施工業者から工期の延長願いが提出され、去る4月25日開催の議会臨時会において議決をいただいた「工事請負契約の締結に係る議案」において、工期についても議決を得ていたことから、今般、工期の変更に係る案件を上程しておりますのでよろしくお願い申し上げます。

工事の進捗につきましては、お手元に1月31日時点の写真を配付しております。現在は電気設備関係の配線や空調機器の天井への吊り込み、内装工事などが行われており、2月10日時点での進捗率は66.8%ですが、2月末では82%となる見込みであります。

火葬炉設備工事につきましては、火葬炉及び排ガス処理設備の搬入・据え付けが終了しており、現在は配管工事や電気計装工事が行われております。

火葬場の備品類の購入につきましては、大仙市内の一般事務用品・備品類を取り扱っている8者による見積合わせを行い、1月21日付けで契約を締結しております。

また、現在の中央斎場では、職員2名体制で火葬業務を行っておりますが、新火葬場においては、火葬炉の数が3基であり、火葬件数も最大6件となることから、職員を2名増員し4名体制とするため、去る2月16日から新職員の研修を行っております。

今後は、4月30日の竣工、5月1日に建物の引き渡しの後、職員による設備関係の技術習得等を行い、6月1日からの稼働に向けて準備を進めてまいります。

なお、5月19日午前10時より竣工式を執り行いますので、議員各位におかれましてもご臨席を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、介護保険関係についてであります。

平成26年11月分データによる管内65歳以上の第1号被保険者は、4万6千253人であり、要介護認定者数は9千869人、サービス利用者は、8千315人、給付額は約12億1千万円となっております。前年同月と比較しますと、高齢者は780人、認定者は200人、サービス利用者は288人、給付額は約2千750万円のそれぞれ増であり、給付費の増は、主にショートステイ利用者の増によるものであります。

次に、第6期介護保険事業計画についてであります。

第6期の計画は、「地域包括ケア計画」と位置づけ、高齢者数がピークとなる平成37年度を見据え、第5期計画で開始した地域包括ケアの取り組みを、より一層充実・強化することを目指し、圏域の高齢者が、できる限り要介護状態にならずに生き生きと地域で暮らせること、もし要介護状態になっても状態の悪化を防ぎ、できる限り自立した生活ができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいなどが一体的

に提供される「地域包括ケアシステムの構築の実現」に向けた第一歩の内容となっております。

第6期中の施設整備につきましては、特別養護老人ホームは60床、ショートステイは52床、グループホームは48床の増床を計画しており、施設入所待機者の減少を図るほか、医療と介護の連携強化を目的とした2つのサービスを圏域内にそれぞれ5事業所を創設し、在宅医療の推進にも努めてまいりたいと考えております。

次に、第6期介護保険料についてであります。

圏域内65歳以上の第1号被保険者の保険料は、国が示すワークシートに基づいて、今後3年間の高齢者人口やサービス利用者の動向を推測した上で介護給付費の総量を推計し、その約22%を被保険者が負担する計算方式で算出しております。

当組合の第6期の保険料基準額は、第5期より月額で220円増の6千100円に設定したいと考えております。この基準額は、平成15年度に介護保険事業を一本化した第2期以降では、一番低い上昇率となっております。

また、低所得者対策といたしましては、国の軽減策のほか、保険料所得段階の新2段階と新4段階の方に対して、当組合の独自で国よりも低い倍率を設定し、さらなる負担軽減を図っております。

最後に、社会福祉法人水交会関係についてであります。

かわ舟の里角間川の改築につきましては、現在地での建て替えを予定しておりますが、借地であることから、将来の安定的な施設運営のため、現在、地権者と用地取得交渉を行っております。今後の計画といたしましては、平成27年度に用地取得、地質調査、用地・地形測量・工事発注、平成28年度から29年度で造成工事、建設工事、旧施設解体を予定しております。改築にあたっては、受注者の新技術活用によるコスト縮減、工期短縮、品質、性能の確保、責任所在が明確となる「設計・施工一括発注方式」を検討しております。

以上、主要事業の進捗状況並びに諸般の状況をご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、招集のあいさつとさせていただきます。

議長 (橋村誠君)

これより本日の会議を開きます。

欠席の届出は、7番 阿部則比古君、10番 鎌田正君であります。

出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は議事日程第1号をもって進めます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において、2番、高橋敏英君、3番、青柳宗五郎君、4番、高橋猛君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3「議長報告」。

「平成26年度 例月出納検査結果報告書」が監査委員から提出されましたので、これを別添お手元に配付のとおり報告いたします。

日程第4「一般質問」を行います。質問を許します。14番 佐藤文子君。

議員

(佐藤文子君)

はい、14番。

議長

(橋村誠君)

はい、14番。

議員

(佐藤文子君)

佐藤文子です。私は、過日に行われました「介護保険制度改正」と「保険料」のことで全員協議会がありました。その時の説明にもあったかもしれませんが、確認の意味でも質問させていただきたいと思います。

まず、介護保険制度改正との関連でお尋ねいたします。「新総合事業」でありますけれども、平成29年度から当介護保険事務所でも実施されるわけですが、この新総合事業で要支援者への訪問介護と通所介護のサービス水準が下がることのないように願うわけでありまして、各市町村への財政保障はこれまでの予防給付費同等に行われるものなのか、中長期的見通しを含めてお知らせさせていただきたいと思っております。

それから二つ目には、補足給付の縮小・打ち切り問題についてお尋ねいたします。

説明でもありましたが、低所得者が介護施設を利用する場合に、食費と居住費を軽減する補足給付費の縮小や打ち切りが行われるようであります。一つは入居者本人が低収入でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合は補足給付の対象外になるといわれておりますが、このようなケースはどれだけ発生するのか教えていただきたいと思います。

補足給付の二つ目には、預貯金等で単身で1千万円を超える場合には、2人世帯では2千万円を超える場合には補足給付が打ち切られるとのこととあります。この預貯金等というものの中には、タンス預金も含まれるようでありますけれども、今回のこうした問題は生活保護の資産調査以外に、資産を給付に連動させるというようなこの社会保障制度は異例なのでありまして、個人の自由とプライバシーの侵害も甚だしいと私は感じているところです。この問題ではおそらく預貯金等については、自己申告と金融機関調査等が入るものと思われましても、その実態を調査する権利は誰が持っているものなのか、どこまで正確に把握できるものなのか教えていただきたいと思います。以上です。

議長

(橋村誠君)

答弁を求めます。藤井介護保険事務所長。

介護所長

(藤井直樹君)

はい、議長。

議 長 (橋村誠君)

はい、所長。

介護所長 (藤井直樹君)

それでは、佐藤文子議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」移行後の介護予防訪問介護サービス、介護予防通所介護サービスの質の確保についてであります。

平成27年度介護保険制度改正では、平成24年度に創設された地域支援事業の中の「介護予防・日常生活支援総合事業」を発展的に見直し、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」として、平成29年4月までに全ての市町村で実施することが定められております。当組合構成市町は、平成29年4月開始を目指して準備を進めております。現在、介護予防事業所として指定されております事業所は、移行後も市町村の指示指導を受け、より、介護予防を重視したサービスを提供することから質の維持向上は間違いなく確保されるものと考えております。

次に、訪問介護サービスと通所介護サービスが移行する新しい介護予防・日常生活総合支援事業の市町村財政の保障についてであります。

現在、2つのサービスの財源は、要支援1・2の方が利用する介護予防給付の財源におかれております。この財源の負担割合は、国が25%、県及び市町村がそれぞれ12.5%、40歳以上64歳以下の第2号被保険者が28%、65歳以上の第1号被保険者が22%であり、移行する総合支援事業においても負担割合は同じであります。今後、制度改正による負担割合の抜本的な見直しがない限り、市町村負担割合の増減はありません。

次に、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、ショートステイを利用されている方の食費と居住費を軽減する補足給付についてであります。

平成27年8月から補足給付の対象要件が変更となります。これまでは、住民税非課税世帯の方が対象となっておりますが、8月以降は、世帯分離後の配偶者の課税状況が勘案されることとなります。これにより、施設入所のために世帯分離した場合であっても、配偶者が課税者の場合には給付の対象から外れることとなります。加えて、預貯金額が単身で1千万円、夫婦で2千万円を超える方も対象外となります。

第6期の介護保険料を決めるにあたって、各市町から平成26年7月に提供していただいたデータを基に、補足給付の対象外となる方を試算したところ、対象者約2千人のうち、4%にあたる約80人の方が給付対象から外れるものと見込んでおります。

次に、補足給付の支給対象に新たに加わる、預貯金等の資産の確認方法についてであります。

これは、預貯金等を保有し負担能力が高いにもかかわらず、保険料を財源とした補足給付が行われる不公平を是正する観点から見直しされたものであります。預貯金額は申請書による自己申告となっており、通帳の写しを添付していただき確認することとなります。金融機関への照会につきましては、介護保険法第203条に「市町村は保険給付に関して必要があると認める場合に銀行等に報告を求めることができる」と定められておりますが、申請書全てについて行うものではなく、不正受給が疑われる

場合を想定しております。また、予め本人と配偶者の同意を得た上で、銀行に照会をしていくこととなります。不正行為により受給した場合には、ペナルティとして給付した額の返還に加えて、給付額の2倍の加算金が課されることとなりますので、正確に申請していただくよう、周知してまいりたいと考えております。

議 長 (橋村誠君)

14番、再質問はありませんか。

議 員 (佐藤文子君)

はい。

議 長 (橋村誠君)

はい、14番。

議 員 (佐藤文子君)

まず、1番の問題ですけれども、確実に質は保障されるということ、それから、財政保障も65歳以上の第1号被保険者に22%分の財政保障が行われるということと言われましたが、現在、地域支援事業には介護給付費の3%にあたる分があてられているというふうなことを伺ってます。そして、この新総合事業が実施された場合には初年度は前年度の実績プラス10%、そして2年目以降は前年度の事業費×(カケル)後期高齢者の人口の伸び率という計算式も示されているようですが、私たちの方にある資料から調べた10%だとかあるいは後期高齢者人口の伸び率というもので試算した額は今当局がお答えいただきました22%の方々の財政保障でしっかりと補てんされると考えてよろしいのでしょうか。という点が1つ。それから、もう一つ。補足給付費のことですけれども、ペナルティのことも答弁いただきましたけれども、銀行と自己申告というふうなことでありますが、所謂タンス貯金、こういうふうになるんだよ、というふうに言いますと思わず銀行から下ろしてタンスにでもしまってた方がいいなんて考えちゃうお年寄りが出ないとも限りません。私ももしお金を持ってたらそうするかもしれません。いずれ、こういうふうなタンス貯金だとか、そうしたものが銀行からは確認出来ないような資産というふうなもの、確認する、そうした手立てというふうなものがあるのかどうか、実に非常に不確定な要素を孕んだものだと思いますし、そういったことにはペナルティをかけるそういう筋合いになる問題ですので、その辺のところ、非常にこの、お年寄りはみんなお金を持っていると正直にみんな持っているお金の示しなさいと言わんばかりのそういったことが行われるようでもありますけれども、その辺の税金逃れというのがありますけれども、預金逃れ貯金逃れは聞いたことがありませんので、そういったことを調査するといったことが果たして正確に行われるのかどうか、ちょっとその辺をもう一度お聞かせいただければなというふうに思います。

議 長 (橋村誠君)

藤井所長。

介護所長 (藤井直樹君)

はい、議長。

議 長 (橋村誠君。)

はい、所長。

介護所長 (藤井直樹君)

はじめにですけれども、新しい総合支援事業の財源というのは、先生おっしゃったとおり、当初年度に関しては、給付費の10%になってもいいということでもあります。それは平成29年、所謂第6期の最終まではそれでオッケーなんですけれども、第7期からは、前年のですね、地域支援事業の決算見込額に後期高齢者の伸び率で見ていくということになります。だけれども、今、先生話したとおり、地域支援事業の中には既存の訪問介護サービスとデイサービスだけでなくそれ以外のサービスも出てきますので、そちらのサービス等も使いながらですね、利用料は定例であるようなサービスもこの後準備しまして給付内で収められるように市町村と協議をしているところがあります。現在3%ですけれども、地域支援事業の新しい総合支援事業が始まった場合は今やっているところは4%です。新しい総合支援事業のスタートは10%からとなりますので、大丈夫だと思っております。

二つ目であります。先生ご指摘のとおり、タンス預金ですね。我々の方として今度の補足給付の場合は全て申請によるわけなんですけれども、その申請の中には預金、それから有価証券は記載してもらいます。その他に国の方では、その他現金とありますので、それにタンス預金が入ってくる訳なんですけれども、確かに先生おっしゃるとおり、自宅まで入って行ってですね、タンス預金までは調べられるかなればそれは常識的な範囲でですね、我々の方も調べていきたいと思っておりますので、どうかご理解の程よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 (橋村誠君)

再々質問ありますか。

議員 (佐藤文子君)

はい。

議長 (橋村誠君)

はい、14番。

議員 (佐藤文子君)

はい。

1番目の市町村への財政保障額との関連で、いずれ多様なサービスというふうなものの中で定例なものに切り替えていくことで十分サービスはなっていくだろうというようなことでもありますけれども、実際問題、要支援の皆さんが使われている6割がデイサービス、あるいは訪問介護なわけですけれども、こうしたことが新総合事業の方に移る、市町村の地域支援事業に移るというふうな中で多様なサービスというものが今、ヘルパーさんだとか専門職によって行われておりますけれども、そういう多様なサービスが所謂専門職じゃないボランティアだとか地域住民の皆さんだとかそういう方々が関わって見ていくというふうに切り替わるのではないかと、そうすることが結局、専門職によるサービスの提供の低下に繋がるのではないかとということから私は心配しているわけですし、そうした場合の報酬等がボランティアだからタダというわけではないと思ひますけれども、そういうサービスの報酬等での低下をさせていく中

で結局将来的には要支援1・2の方々への地域支援事業費の総合事業の報酬は10%保障されますけれども、将来的にはこれが相当下がっていくというふうに私は見ているわけですが、その辺どうなんでしょうか。

議長 (橋村誠君)  
藤井所長。

介護所長 (藤井直樹君)

先生のご指摘どおりだと思いますけれども、現在の既存の事業所ですね、予防事業を提供している既存の事業所が既存のサービスを提供しておりますけれども、それはそのまま継続するということでありますので、私の説明の中ではその事業所によるサービスの所謂維持向上は確実に出来るというものであります。その他にですね、ボランティア、NPO法人、そういう方々に協力をお願いしまして必ず専門職でなくても出来るサービスを提供しまして、例えば掃除とか一緒に掃除をやるとか洗濯をやってくれる、ゴミ出しをやってくれるとか、あとはデイサービスにおいては、ミニデイサービスで町内の中でそういうものを集会所みたいなところに集まってやるとそういうものの中に必ず今の既存の訪問介護・デイサービスまでは使わなくてもいいという方はそちらの方に移ってってもらいたいということで、既存のサービスの質の確保は確保した上で他のサービスを多様化させていくということでもあります。以上です。

議長 (橋村誠君)

これにて質問を終わります。

日程第5「議案第1号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本事務局長。

事務局長 (堂本義則君)

はい、議長。

議長 (橋村誠君)

はい、局長。

事務局長 (堂本義則君)

「議案第1号 大曲仙北広域市町村圏組合火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

本案は、現在進めております中央斎場移転改築事業に伴い、中央斎場の位置が大仙市大曲西根から大仙市土川に変更すること及び斎場使用料と適用区分を改定する、条例の一部改正を行うものであります。

現在の斎場使用料は、昭和53年の開設当初から改定を行っておりませんが、ここ数年の斎場使用件数の増加に伴う運営経費の増や、施設や設備の補修工事費の増に加え、来年度から新中央斎場が稼働することによる管理運営費の増大も見込まれることから、これを契機に別表のとおり斎場使用料を改定するものであります。

適用区分につきまして、現在は15歳で区分けしておりますが、中学生では大人程度の火葬時間がかかることから、13歳以上は1万6千円、13歳未満・胎児・上肢・下肢・改葬の区分につきましては、その半額の8千円とするものであります。

圏域外住民からは、経費を全額負担していただく料金設定としております。

また、これまで適用区分にありました産汚物と医療汚物については、感染性廃棄物として医療機関が適正に処理しなければならないこと、斎場施設使用については、これまで火葬以外での使用実績がないことから、この3つの区分を削除しております。

新たな使用料の適用につきましては、新中央斎場の供用開始に合わせ、平成27年6月1日からとし、当分の間、13歳以上の圏域内住民の方が南部斎場と北部斎場を使用する場合は、現行と同じ1万3千円とする経過措置を設けております。この「当分の間」とは、南部斎場と北部斎場が新しく建て替えられるまでの間と考えております。

以上、議案第1号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議 長

(橋村誠君)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第1号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第2号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本事務局長。

事務局長

(堂本義則君)

はい、議長。

議 長

(橋村誠君)

はい、局長。

事務局長

(堂本義則君)

「議案第2号 大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

本案は、平成27年度から29年度までの第6期計画期間中の介護保険料を、議案記載のとおり改定するものであります。第4条第5号の第5段階が基準となり、現在よりも月額で220円引き上げ、年額7万3千200円とするものであります。

また、関係法律の整備により、介護予防訪問介護と介護予防通所介護を「介護予防・日常生活支援総合事業」として、予防給付から地域支援事業に移行することになりましたが、当組合ではこの事業を管理者が定める日から開始するという経過措置を附則で規定しております。現在のところ、平成29年4月からの実施を予定しております。

以上議案第2号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りま

すようお願い申し上げます。

議 長

(橋村誠君)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

14番 佐藤文子君。

議 員

(佐藤文子君)

はい。

私は議案第2号大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部改正案に反対の立場から討論いたします。

本条例案は、第6期介護保険事業1号被保険者の保険料基準額を月額220円、年額で2千640円引き上げるものであります。保険料算定にあたっては国の制度改正が大きく関わってまいります。国では昨年医療・介護・総合法を成立させ介護分野では新しい介護予防・日常生活支援事業、いわゆる新総合事業を導入するとともに特養入所の対象を原則要介護3以上とし一定以上の所得者のサービス利用料の2割負担導入や高額介護サービス費の負担上限額の引き上げ、さらには、施設入所の低所得者の食費、部屋代を軽減する補足給付の要件に資産を加える等の大改定を行いました。また、介護報酬を大幅に引下げ、給付費に対する1号被保険者の負担割合21%から22%に引き上げること等も行われました。一連の改定はサービスの抑制と公的介護保障の縮小を図るその一方で高齢者には保険料や利用料負担の強化、介護事業所には運営や介護職確保がますます困難を招く恐れがある等の多くの問題を抱える大改革でありました。当介護保険事業第6期事業計画では、このような国の制度改定を踏まえて作成された訳ですけれども、当局では介護準備基金を多額に投入したり、また、基準額倍率において保険料低所得層に配慮するなどの見直しを行い、保険料引き上げ幅は過去最低に抑えたというその努力は大変評価するものであります。前段で申し上げた理由から賛成いたしかねるものであります。以上です。

議 長

(橋村誠君)

他に討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第2号」を採決いたします。

本案につきましては、異議がございましたので、起立による採決といたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成起立 12名 : 反対 1名)

着席願います。起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第3号」

日程第8「議案第4号」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本事務局長。

事務局長 (堂本義則君)

はい、議長。

議 長 (橋村誠君)

はい、事務局長。

事務局長 (堂本義則君)

「議案第3号 大曲仙北広域市町村圏組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

「議案第4号 大曲仙北広域市町村圏組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の2件を一括してご説明申し上げます。

本案は、2件とも基準を定める国の省令が改正されたことにより、国の基準を参考として定めている当組合条例も改正する必要性が生じたものであり、議案第3号は「介護サービス」、議案第4号は「介護予防サービス」について定め、どちらも同じ改正内容となっております。

改正の内容としましては、「複合型サービス」の名称を、サービス内容がイメージしやすい「看護小規模多機能型居宅介護」に改めたこと。それに伴う文言の整理。認知症対応型通所介護においては、お泊まりデイサービスを提供する時は、届出が必要であることと、事故対応について追加したもの。小規模多機能型居宅介護については、施設に併設又は同一敷地内にグループホームや30人未満の介護老人福祉施設がある場合、介護職員・看護師・准看護師はどちらの施設にも従事することができることを規定し、25人が登録定員の上限とされていたものを29人に改め、登録定員に応じた利用定員もその上限を改めたものであります。また、看護小規模多機能型居宅介護の登録定員と利用定員の上限についても同様の改正を行うものであります。施行日は2件とも平成27年4月1日としております。

以上「議案第3号及び議案第4号」を一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (橋村誠君)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第3号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第4号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第5号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本事務局長。

事務局長 (堂本義則君)

はい、議長。

議長 (橋村誠君)

はい、事務局長。

事務局長 (堂本義則君)

「議案第5号 大曲仙北広域市町村圏組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」をご説明申し上げます。

本案は、介護保険法が改正され、これまで国が一律に定めていた介護予防支援等の事業の人員、運営及び効果的な支援の方法に関する基準等を、地方公共団体の条例に委任されたことから、国の基準を参考として条例を制定するものであります。

制定の内容としましては、事業を行うための基本方針、人員に関する基準、運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、基準該当介護予防支援等に関する基準等を定めるものであります。施行日は、平成27年4月1日としております。

以上、「議案第5号」をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (橋村誠君)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第5号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第6号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本事務局長。

事務局長 (堂本義則君)

はい、議長。

議長 (橋村誠君)

はい、事務局長。

事務局長 (堂本義則君)

「議案第6号 大曲仙北広域市町村圏組合包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について」をご説明申し上げます。

本案は、介護保険法が改正され、これまで国が一律に定めていた地域包括支援センターによる包括的支援事業を実施するための基準について、地方公共団体の条例に委任されたことから、国の基準を参考として、事業の実施主体である当組合において条例を制定するものであります。

制定の内容としましては、地域包括支援センターの職員が協働して被保険者の心身の状況、環境等に応じたサービスを提供できるよう導くこと、また、被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した生活を営むことができるよう支援すること等の基本方針のほか、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の人員配置基準を規定するものであります。施行日は平成27年4月1日としております。

以上「議案第6号」をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (橋村誠君)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第6号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第7号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本事務局長。

事務局長 (堂本義則君)

はい、議長。

議長 (橋村誠君)

はい、事務局長。

事務局長 (堂本義則君)

「議案第7号 工事請負変更契約の締結について」をご説明申し上げます。

本案は、平成26年第1回臨時会で議決をいただいた「工事請負契約の締結について」の一部を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

新火葬場建設工事について、工事施工業者であります「高吉・さとう・高禮・佐々木特定建設工業共同企業体」から、40日間の工期延長願いが提出されたことから、工事請負契約の変更を行うものであります。

工事開始当初、支持地盤層が予想以上に固く、基礎掘削工事に時間がかかったこと。躯体工事において、震災復興事業の影響による東北管内の労働力不足、特に型枠工・鉄筋工の労働力を揃えることができなかったことから、10月時点で約1カ月の遅れが生じております。今後、アスファルト舗装工事及び植栽工事施工時期が季節的に悪条件下での施工となることから、10月28日付けで工期の延長願いが出されたものであります。

当組合としては、施工面・品質面及び安全面に配慮し、工期延長を了承するとともに、無事に工事が終了するよう監理するものであります。

契約変更内容は工期を3月20日から4月30日に変更するものであり、工期延長に伴う請負代金については変更はございません。

以上「議案第7号」をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (橋村誠君)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第7号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第8号」

日程第13「議案第9号」

日程第14「議案第10号」の3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本事務局長。

事務局長 (堂本義則君)

はい、議長。

議 長 (橋村誠君)

はい、事務局長。

事務局長 (堂本義則君)

「議案第8号」と「第9号」の平成26年度2月補正予算についてご説明いたします。

議案説明資料8ページの総括表をご覧ください。

今回の補正につきましては、一般会計では民生費と諸支出金は増額、衛生費は減額、消防費は組替補正をお願いするものであります。また、介護保険特別会計は、給付費等は減額になるものの、基金積立金や諸支出金の増により増額補正をお願いするもの

であります。2つの会計の合計では、6千9万4千円の増額となり、補正後の予算総額を208億4千490万2千円とするものであります。

はじめに「議案第8号 平成26年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。

補正予算書は1ページ、議案説明資料は9ページとなります。

今回の補正は、民生費と諸支出金は増額、衛生費は減額、消防費については組替補正を行うものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千559万9千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ37億1千634万8千円とするものであります。

予算の内容について歳入からご説明いたします。補正予算書は7ページをご覧くださいます。

1款分担金及び負担金の斎場費負担金は、歳出斎場費の火葬用燃料費と新火葬場建設事業費の減により1千655万9千円の減額であります。

2款使用料及び手数料は、斎場使用料とへい獣保冷センター使用料の減で、合わせて185万円の減額であります。

5款財産収入は、財政調整基金の利子で2万9千円の増額であります。

6款繰入金は、介護保険特別会計から財政調整基金へ積み立てるための繰入金、3千882万7千円の増額であります。

7款繰越金は、509万円の増額であり、前年度繰越金を全額計上するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は9ページ、議案説明資料は、10ページとなります。

3款民生費1項1目社会福祉法人助成費は153万4千円の増額であります。これは、人事院勧告の実施に伴い、水交会派遣職員の人件費が増となることから、法人への補助金を増額するものであります。

4款衛生費1項1目斎場費は、火葬件数の減と灯油単価の下落により燃料費を480万円減額するものであります。

2目新火葬場建設事業費は、契約差額等により委託料、工事請負費、備品購入費等合わせて1千355万9千円を減額するものであります。補正後の歳出予算のうち、委託料184万2千円と、工事請負費1億8千389万9千円は、工事が27年度に1カ月延期になったことに伴い、27年度に繰越明許するものであります。

6目へい獣保冷センター費は、利用頭数の増加に伴い、電気料や集荷処理委託料、BSE助成金を合わせて30万円増額するものであります。

5款消防費1項1目常備消防費は、夜間の火災出動等で附則が見込まれる時間外勤務手当272万4千円を不用額が見込まれる休日勤務手当から、また、上下水道料と車両の故障等による修繕料の不足分266万5千円を、これも不用額が見込まれる物件費の他の項目から組み替えるものであります。

7款諸支出金1項1目財政調整基金費は、介護保険特別会計からの繰入金や25年度一般会計の繰越金の残金を財政調整基金に積み立てるために増額するものであります。

続きまして「議案第9号 平成26年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第3号)」についてご説明申し上げます。

補正予算書は13ページ、議案説明資料は11ページとなります。

今回の補正は、総務費、保険給付費、地域支援事業費は減額を、基金積立金と諸支出金は増額するものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千449万5千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ171億2千855万4千円とするものであります。

歳入からご説明いたします。補正予算書は18ページとなります。

1款介護保険料は、収納実績に基づき5千137万4千円の増額であります。

2款1項1目構成市町負担金は、歳出の保険給付費や地域支援事業費の減に伴い、4千731万2千円の減額となります。

4款国庫支出金、5款県支出金、6款支払基金交付金については、国庫の介護給付費負担金が国の交付指定額により増額となる他は、給付費と地域支援事業費の見込みに沿って減額するものであります。

8款1項1目介護給付費等準備基金繰入金は、当初給付費財源として予定していたものが保険料の増収や給付費の減により不用となるため、全額を減額するものであります。

9款繰越金は2億8千501万2千円の増額であり、平成25年度の繰越金残金の全額を計上するものであります。

10款諸収入は、第三者納付金や行政処分による返納金を増額するものであります。次に歳出についてご説明いたします。補正予算書は23ページをご覧ください。

1款総務費1項1目一般管理費は219万円の減額であります。これは、人事異動に伴う職員手当等と仙北庁舎の維持管理負担金を減額するものであります。

3項1目介護認定審査会費は、認定申請件数の減により認定審査会委員報酬を100万円減額し、2目認定調査等費も主治医意見書作成手数料、認定調査委託料や嘱託職員の早期退職による賃金等、合わせて840万円の減額であります。

2款1項介護サービス等諸費、3項高額介護サービス等費、4項特定入所者介護サービス等費は実績見込みに合わせて増減し、給付費全体では2億5千40万円を減額するものであります。

3款地域支援事業費は、構成市町に委託している各種事業の実績が見込みより少なかったことにより2千137万1千円を減額するものであります。

5款基金積立金は、繰越金に含まれている平成25年度の保険料や本年度の保険料増収分、基金利子などを準備基金に積み立てるため2億3千472万9千円を増額し、

7款1項2目償還金は、25年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定によって生じる国・県への返還金4千387万8千円を予算措置する他、2項繰出金は財政調整基金へ積み立てるため3千882万7千円を増額するものであります。

続きまして「議案第10号 組合経費に係る負担金の一部変更について」をご説明いたします。

ただ今ご説明をいたしました議案第8号の一般会計と議案第9号の介護保険特別会

計補正予算を受けまして、斎場費負担金については1千655万9千円、介護保険費負担金については4千731万2千円をそれぞれ減額し、平成26年度の負担金総額を、大仙市39億4千902万6千円、仙北市11億2千864万5千円、美郷町7億7千876万9千円、合計で58億5千644万円とさせていただくものであります。

以上、「議案第8号及び第9号の平成26年度2月補正予算、議案第10号組合経費に係る負担金の一部変更について」ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 (橋村誠君)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

議 員 (佐藤文子君)

はい。

議 長 (橋村誠君)

はい、佐藤議員。

議 員 (佐藤文子君)

質疑通告をしていませんでしたけれども、1つお聞きします。

介護保険特別会計の補正予算に関連して、基金積立が2億3千万ほど行うわけですが、これを加えて現在の基金保有額はいくらになっているのかというふうなことをお聞きしたいと思います。

議 長 (橋村誠君)

はい、所長。

介護所長 (藤井直樹君)

はい。今回のものを前回説明させていただきましたけれども、今回のこれも含めまして、12億4千700万円ほどとなります。そのうち、8億ほどを保険料の減額として第6期に取り崩したということです。以上でございます。

議 員 (佐藤文子君)

わかりました。

議 長 (橋村誠君)

他にありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第11号」

日程第16「議案第12号」

日程第17「議案第13号」の3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。元吉副管理者。

副管理者 (元吉峯夫君)

はい、議長。

議長 (橋村誠君)

はい、副管理者。

副管理者 (元吉峯夫君)

それでは「議案第11号」と「議案第12号」の平成27年度当初予算及び「議案第13号」の平成27年度組合経費に係る負担金について、一括してご説明申し上げます。

予算案につきましては、地方自治法第211条第1項の規定に基づき、当組合における一般会計と介護保険特別会計の平成27年度当初予算について、議会の議決をお願いするものであります。

それでは議案説明資料の15ページをお願いいたします。

始めに、総括表をご覧いただきたいと存じます。一般会計と介護保険特別会計を合わせた予算総額は、202億7千764万4千円であります。介護保険特別会計の保険給付費が約3億8千200万円の増となりますが、一般会計の中央斎場移転改築事業の本体建設工事の終了などにより約8億1千900万円の減となるため、前年度当初比較で4億3千537万6千円、2.1%の減となるものであります。

それでは、各会計毎の主な項目につきまして順次ご説明いたしますが、議案説明書と予算書を参照しながらお聞きいただきたいと存じます。

予算書は1ページになります。始めに、「議案第11号 平成27年度大曲仙北広域市町村圏組一般会計予算」についてご説明を申し上げます。1ページです。歳入歳出予算総額は、28億6千137万円で、前年度比8億1千928万6千円、22.26%の減であります。

歳入からご説明をいたします。予算書は6ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金は、26億4千369万6千円で、前年度比9億23万3千円の減であります。

事務費負担金は、社会福祉法人水交会派遣職員が全員退職することに伴い、秋田県総合事務組合への退職特別負担金と通常負担金の計上により5千707万7千円増の

1億3千785万7千円であります。

社会福祉法人助成費負担金は、水交会派遣職員がいなくなるため、派遣職員人件費差額と総合事務組合負担金が不要になるため、3千255万6千円減の2千67万4千円であります。

斎場費負担金は、中央斎場移転改築事業の本体建設工事が終了することなどにより10億1千719万1千円減の9千249万2千円であります。

消防費負担金は、新たにデジタル無線等保守業務委託料が発生することなどにより4千201万8千円増の23億601万8千円であります。

民生費市町負担金は、低所得者の介護保険料軽減対策の市町負担分として新たに軽減総額の4分の1、5千93万円の計上であります。

予算書7ページになります。2款使用料及び手数料は、3斎場の使用料2千813万円のほか、へい獣関係の使用料・手数料、危険物貯蔵設備検査手数料合わせて3千89万7千円であります。

3款国庫支出金は、低所得者介護保険料軽減総額の2分の1、1億186万円、消防ポンプ車購入に係る緊急消防援助隊設備整備費補助金1千86万1千円であります。

予算書9ページになります。4款県支出金は、低所得者介護保険料軽減総額の4分の1、5千93万円と休日救急医療連携事業費補助金55万5千円であります。

5款財産収入、6款繰入金、7款繰越金はいずれも存置項目であり、財政調整基金の取崩は予定しておりません。

予算書は11ページ、議案説明資料は16ページになります。

8款諸収入は、県消防学校派遣職員人件費負担金943万円、県消防航空隊救助隊員人件費交付金781万8千円、秋田自動車道救急業務支弁金495万5千円など2千256万8千円であります。

続いて、歳出についてご説明をいたします。予算書は12ページからになります。

1款議会費は、議員報酬と費用弁償70万1千円であります。

2款総務費は、1億3千507万5千円で、一般管理費は、人件費1億1千809万4千円、事務経費、交流センター維持管理費負担金合わせて1億3千493万円であります。前年度比5千409万1千円の増となったのは、水交会派遣職員の退職特別負担金と通常負担金を民生費から総務費に移行計上したためであります。

予算書14ページになります。監査委員費は報酬や費用弁償など、14万5千円であります。

3款民生費は、社会福祉法人水交会に対する補助金2千67万4千円で、内訳は経営安定化補助金680万円、後三年鴻声の里建設事業償還金、1千177万4千円、かわ舟の里角間川敷地借り上げ料210万円であります。

予算書は15ページになります。4款衛生費は、1億5千829万9千円であります。

斎場費は、新火葬場の職員増員や火葬用燃料費、電気料など運営経費の増額により、1千622万9千円増の9千270万7千円であります。

新火葬場建設事業費は、本体建設工事などが終了することにより10億3千555万5千円減の2千806万7千円で、旧施設の解体工事等を予定しております。

病院群輪番制事業費は、大曲厚生医療センター、大曲中通病院、市立角館総合病院に対する事業費補助金2千489万6千円、休日救急医療連携事業費は、医師の出務費や看護師賃金など684万円、歯科在宅当番医制事業費は、事業運営負担金177万5千円、へい獣保冷センター費は、集荷処理委託料など401万4千円であります。

予算書は18ページになります。5款消防費は、3千228万9千円増の22億6千973万4千円であります。常備消防費は、21億9千72万2千円で、人件費20億365万8千円、救急救命士3人の養成経費718万9千円のほか、新たにデジタル無線保守業務委託料2千664万8千円などであります。

施設整備費は、6千611万円減の7千901万2千円で、大曲消防署の消防ポンプ車購入費3千830万円、西分署の高規格救急自動車購入費3千430万円、各分署庁舎等の塗装工事572万4千円であります。

予算書は22ページ、議案説明資料は17ページになります。

6款公債費は、消防長期債の元利償還金など7千116万4千円であります。

予算書は23ページになります。7款諸支出金の介護保険特別会計繰出金は、一般会計で収入した低所得者の介護保険料軽減分の公費負担金の合計2億372万円を、介護保険特別会計に繰り出すものであります。

8款予備費は、前年度同額の200万円であります。

以上が一般会計の概要であります。

次に、「議案第12号 平成27年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算」についてご説明を申し上げます。予算書は32ページになります。

歳入歳出予算の総額は、174億1千627万4千円で、前年度比3億8千391万円、2.25%の増であります。

歳入からご説明をいたします。予算書は37ページからになります。

1款介護保険料は、28億8千404万7千円で、前年度比1千605万2千円、0.56%の増であります。収納率につきましては、現年度保険料は98.5%、滞納繰越分は18.5%と見込んでおります。

2款分担金及び負担金は、24億7千593万3千円で、保険給付費を約3億8千200万円増と見込んだほか、財政調整基金からの給付費財源等5千万円の繰り入れがなくなったため、9千955万1千円の増となっております。

予算書は38ページになります。3款使用料及び手数料は、介護保険料督促手数料等30万1千円であります。

4款国庫支出金、5款県支出金、6款支払基金交付金につきましては、歳出の2款保険給付費、3款地域支援事業費、4款民生費に対し、それぞれ法定割合によって算出される負担金、補助金、交付金であります。

予算書40ページ、議案説明資料は18ページになります。8款繰入金は、3億706万3千円で、介護給付費等準備基金からの繰入が1億334万3千円、介護保険料公費負担分として一般会計からの繰入が2億372万円であります。

9款繰越金は、保険料の歳出還付金充当分など、150万円であります。

続いて、歳出についてご説明をいたします。予算書は43ページからになります。

1款総務費は、3億1千673万8千円であります。

一般管理費は、人件費、仙北庁舎維持管理費負担金、制度改正に伴うパンフレットの印刷費や郵便料等で、1億8千831万円、賦課徴収費は、徴収員賃金等639万9千円、介護認定審査会費は、認定審査会委員報酬や新たに導入する認定審査会システムの委託料や借上料等で2千425万5千円、認定調査等費は、認定調査員2名の増員等により、9千777万4千円であります。

予算書46ページになります。2款保険給付費は、167億3千697万6千円あります。居宅介護・予防サービス費で約9千967万円、施設サービス費で1億711万円、地域密着型介護・予防サービス費で約8千567万円の増額が見込まれることなどにより、前年度比3億8千245万9千円、2.34%の増となります。

予算書49ページ、議案説明資料は19ページになります。

3款地域支援事業費は、3億5千469万1千円で、各市町へ事業委託している介護予防事業費が345万6千円減の1億569万9千円、包括的支援事業・任意事業費が271万7千円増の2億4千899万2千円あります。

予算書50ページになります。4款民生費は、低所得者対策事業交付金79万円あります。

6款公債費は、一時借入れが生じた場合の利子として57万6千円、7款諸支出金は、第1号被保険者保険料還付金などで150万2千円、8款予備費は、前年度同額の500万円あります。

以上、平成27年度当初予算についてご説明申し上げました。引き続き、「議案第13号平成27年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金について」ご説明を申し上げます。

議案説明資料は20ページになります。

本案は、組合格約第11条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第11号と議案第12号の平成27年度当初予算に伴う構成市町負担金であり、各市町ごとの負担金額は、大仙市は前年度当初比較で8億6千349万7千円減の31億2千972万9千円、仙北市は4千430万円増の11億8千436万8千円、美郷町は1千851万5千円増の8億553万2千円と定めるものであります。

負担金の算出にあたりましては、事務費や消防費、介護保険費等は増額となりますが、中央斎場移転改築事業の終了という大きな減額要素があり、とりわけ、大仙市は、中央斎場移転改築事業費の負担割合が97.5%でありますので、この分の負担金が約9億9千800万円の減額となりますので、なにとぞご理解を賜りたいと存じます。

以上、「議案第11号」と「第12号」の平成27年度当初予算と、「議案第13号」の平成27年度組合経費の負担金について一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長 (橋村誠君)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

14番 佐藤文子君。

議 員

(佐藤文子君)

はい。

私は議案第12号平成27年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算に反対の立場から討論いたします。

本予算案は、議案第2号で反対いたしました介護保険料の引き上げを行ったものを反映した予算案であり賛成はいたしかねるものです。以上です。

議 長

(橋村誠君)

他に討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第11号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第12号」を採決いたします。

本案につきましては異議がございましたので、起立による採決といたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成起立 12名 : 反対 1名)

着席願います。起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第13号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会の日程は全て終了いたしました。

これにて、平成27年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞様でした。